

いちご一会とちぎ大会における感染防止対策に係る検査の概要

1 趣旨

いちご一会とちぎ大会における参加条件で定める、PCR検査及び抗原定性検査について、実施方法や結果報告の方法等を示すもの。

2 検査の種類

- (1) 新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（PCR法等。以下「PCR検査」という。）
- (2) 抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液を検体とした自己採取検査）

3 PCR検査実施方法

(1) 共通事項

- ・ 原則として、各団体又は個人でそれぞれ検査機関を確保すること。
- ・ 検査機関の選定に当たっては個別検査とし、検査結果が受検者本人のものであることが明示されるようにすること。（プール検査は不可とする。）
- ・ 大会参加日（※1）の午前0時から起算して、最大120時間前以内に採取した検体を用いること。なお、検体の種類（鼻咽頭ぬぐい液や唾液など）は問わないものとする。
- ・ 大会参加に当たっては、検査結果を確認の上、来場（来県・入宿）すること。なお、検体採取後は、大会参加を経て帰宅等するまで、常に感染対策を意識して行動すること。

（※1）大会参加日とは、「大会参加初日（公式練習や開催準備、開・閉会式への参加等により、各競技会場や開・閉会式会場等を訪れる初日）」、又は「宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設に入る日」のいずれか早い日とする。

(2) 選手団関係者（参加条件1(2)①に該当する者）、視察員（参加条件1(2)②視察員に該当する者）

【検査実施前】

- ・ 派遣元団体は、検査対象者の氏名等を記載したPCR検査対象者一覧表（様式1）を作成し、10月13日までにメールにて栃木県実行委員会に提出すること。
- ・ 検査結果の通知方法により、「結果に受検者名が記載されない」、「結果が一覧で出される」等の場合、受検者と検査結果が突合できるよう、別途受検者名簿（任意様式）を作成すること。
- ・ 派遣元団体が検査結果を確認し、栃木県実行委員会への報告が完了するまで、来場・入宿・現地を出発することができないため、計画的に検査を実施すること。

【検査実施後～大会参加日の前日（出発前）】

- ・ 派遣元団体は、検査結果の第三者確認及び様式1による集約・管理を行うこと。
- ・ 検査結果は、派遣元団体が大会参加日ごとに、当該大会参加日の前日16時までに、PCR検査報告書（様式2）により、栃木県実行委員会へメールで報告すること。
- ・ 検査結果通知等は栃木県実行委員会の求めに応じて提示できるようにすること（写しや撮影した画像可）。

【提出先】

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
（大会実施本部総務班検査チーム）
E-mail : kokutai-kensa@pref.tochigi.lg.jp

(3) 栃木県実行委員会が確保した検査機関で検査を実施する者（参加条件1(2)②（視察員を除く）、

③、⑤及び⑥に該当する者)

- ・ 栃木県実行委員会が検査対象者リストを作成し、検査機関から検査対象者へ検査キットが送付される。
- ・ 検査キット到着後、検査対象者は大会参加日に応じて、検体を採取し、検査機関へ返送する。
- ・ 検査結果は、メールアドレスの提示があった者に通知されるほか、所属団体の担当者や栃木県実行委員会へ報告されるため、個人の検査結果は提出不要とする。
- ・ 検査結果通知等は栃木県実行委員会の求めに応じて提示できるようにすること（写しや撮影した画像可）。

(4) 報道関係者（参加条件1(2)④に該当する者）

- ・ 検査結果通知等は栃木県実行委員会の求めに応じて提示できるようにすること（写しや撮影した画像可）。

4 抗原定性検査の実施方法

(1) 検査キットの確保及び配布方法

- ・ 参加条件に基づき実施する大会参加期間中の抗原定性検査は、栃木県実行委員会が手配する。
- ・ 配布方法は下表のとおりとする。

区分	配布方法
選手、選手団役員	派遣元団体は、栃木県実行委員会から送付された検査キットを検査対象者へ配布
視察員	後催県全国障害者スポーツ大会担当課は、栃木県実行委員会から送付された検査キットを検査対象者へ配布
競技役員	競技運営主管団体は、栃木県実行委員会から送付された検査キットを競技役員へ配布
その他の参加者	栃木県実行委員会から、検査対象者へ配布

(2) 対象者・実施方法

対象者	実施方法
選手、選手団役員 競技役員 実施本部員（選手団班） 選手団サポーター コンディショニングルーム従事者 車いす補装具修理所従事者	1回目は大会参加日当日、来場・入宿・現地出発前に自宅等で実施すること。 大会参加日の翌々日、来場前に自宅・宿舎等で実施すること。（翌々日が不参加の場合、翌参加日）
視察員 栃木県実行委員会において必要と認める者	大会参加日当日、来場・入宿・現地出発前に自宅等で実施すること。
閉会式参加者のうち、以下の①又は、②に該当する者 ①PCR検査の対象者で、開会式又は競技会もしくは、その両方に参加した者 ②県実行委員会において必要と認める者	閉会式当日の、来場前に自宅・宿舎等で実施すること。
PCR検査対象者のうち、大会期間中に離県し、2日間以上空けて、再来県する者	再来県のため、現地を出発する前に自宅等で実施すること。

※ 検査は原則として、検査キットを事前配布し、大会参加日当日の来場・入宿・現地出発前に自宅等で検査を実施すること。

(3) 検査結果の記録

- ・ 健康管理アプリを利用する者は、特記事項欄に検査結果を入力すること。健康管理アプリが利用できない者は、体調管理チェックシートに検査結果を記載すること。
- ・ 個人の検査済みのキットは提出不要とするが、検査実施日の本人の検査結果であることを確認できるよう、検査キットを撮影する等により、記録することが望ましい。
- ・ 検査実施日の本人の検査結果であることを示す方法として、検査キット余白部分へ日時・氏名を記載し、身分証明書等と組み合わせて写真を撮影する等、適切に記録することが望ましい。

(4) 検査の留意事項

- ・ 検査実施の前に、別添「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を確認の上、各自で理解度確認テストを実施すること。
- ・ 検査実施に当たっては、検査精度の低下を防ぐため検査キットの説明書をよく読み、正しい方法で実施すること。
- ・ 選手、選手団役員の検査結果については、派遣元団体の責任者が必ず確認、記録し、適切に保管すること。
- ・ 検査実施後、検体採取に用いた綿棒などの用具一式は、適切に廃棄すること。